

## 【新型コロナウイルス感染症】海外在留邦人等向けワクチン接種事業におけるアストラゼネカ製ワクチンの接種開始

令和3年8月17日  
在ナイジェリア日本国大使館

### 【ポイント】

アストラゼネカ（AZ）製ワクチンの日本国内使用が認められたことを受け、一時帰国する海外在留邦人等向けに、8月25日（日本時間）からAZ製ワクチンの接種が行われることとなりました。

8月18日正午（日本時間）から特設サイト上でAZ製ワクチンの接種予約受付が開始されます。

### 【本文】

#### 1 概要

AZ製ワクチンの日本国内使用が認められたことを受け、現在実施中の海外在留邦人向けワクチン接種事業においても、8月25日（日本時間）から条件を満たす希望者に対して、AZ製ワクチンの接種が行われることとなりました。18日正午（日本時間）から以下の特設サイト上でAZ製ワクチンの接種予約受付が開始されます。

<https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/>

#### 2 接種対象者

（1）以下の全ての条件を満たす方が「海外在留邦人等向けワクチン接種事業」の対象者となります。

ア 居住地におけるワクチン接種に懸念等を有している日本人又は再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により再入国する外国人の一部（対象となるのは入管特例法上の特別永住者及び入管法別表第二で定められる在留資格保持者）

イ 日本国内に住民票を有していない方（転出届を提出済みの方）

ウ ファイザー製のワクチンの接種を受ける方は、接種時点で満12歳以上である方（AZ製のワクチンの接種を受ける方は、接種時点で満18歳以上である方）

#### （2）AZ製ワクチンの接種対象者

上記（1）の条件に加え、以下「ア」「イ」の条件を満たす方が該当します。  
ア 既に居住地でAZ製のワクチンを1回接種している方で、何らかの事情により居住地で2回目の接種を受けることに懸念等を有する方

※本事業で2回目接種のみ受けることとなります。接種会場にて、既にAZ製

のワクチンの1回目接種を終えており、必要な接種間隔を満たしていることを示す書類の提示が必須となります。1回目接種を終えていることを示す書類の提示がない場合、ワクチンの種類や接種間隔を確認できないため、接種をお断りいたしますのでご注意ください。

イ ポリエチレングリコールに対するアレルギー等により、mRNAワクチン（ファイザー製のワクチン）を接種出来ない方であって、何らかの事情により居住地で接種を受けることに懸念等がある方

※基本的に、本事業で1回目・2回目の双方の接種を受けることとなります。本事業で1回目接種のみ受けることはできません。

### 3 留意事項

#### (1) ファイザー製のワクチンの2回目みの接種開始

AZ製のワクチンの接種開始を受け、上記(1)の条件に加え、既に居住地でファイザー製のワクチンを1回接種しており、何らかの事情により居住地で2回目の接種を受けることに懸念等を有する場合、本事業でファイザー製のワクチンの2回目接種のみ受けることが可能となります。

※接種会場にて、既にファイザー製のワクチンの1回目接種を終えており、必要な接種間隔を満たしていることを示す書類の提示が必須となります。1回目接種を終えていることを示す書類の提示がない場合、ワクチンの種類や接種間隔を確認できないため、接種をお断りいたしますのでご注意ください。なお、本事業で1回目接種のみ受けることはできません。

#### (2) 異なるメーカーのワクチンの接種

1回目と2回目で異なるメーカーのワクチンを接種したときの有効性や安全性については、現在、世界的に科学的知見の収集が進められているところです。居住地において日本で薬事承認されていないワクチンを1回接種済みであるなどの理由により、本事業で2回目に異なるメーカーのワクチンを接種することを希望する場合には、居住地の感染状況等を踏まえ、ご自身の判断により医師と御相談の上で接種していただくこととなります。予診の結果、異なるメーカーのワクチン接種が認められないケースもありますので、予め御承知おきください。

なお、居住地でファイザー製又はAZ製のワクチンを1回接種済みである方は、特段の事情がない限り、本事業での2回目の接種も同一メーカーのワクチンを接種していただくこととなります。

#### (3) ワクチン接種証明書

接種証明書の発行は、基本的に本事業を利用して2回目の接種を行った場合が対象ですが、本事業を利用して2回目接種のみ受けた場合についても「1回分接種を受けた」ことを証明する接種証明書が発行されます。

#### (4) 参考ウェブサイト

詳細は以下の外務省ホームページをご覧ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

○在ナイジェリア日本国大使館（領事班／医務班）

Consular Section, Embassy of Japan

所在地：No.9, Bobo Street, Maitama, Abuja, NIGERIA.

電話：（２３４）（０）９０－６０００－９０１９

：（２３４）（０）９０－６０００－９０９９

（通常の電話受付時間：土日祝日を除く、０８：００～１２：００、１３：００～１７：３０）

メール：visanigeria@la.mofa.go.jp